

## 一般社団法人りむすび連絡仲介支援合意書

### 第1はじめに（ご利用の条件）

1 一般社団法人りむすび（以下「りむすび」といいます。）は、親子交流は親子が良好な関係を築き続けるための大切な機会であり、お子様の健やかな成長のために親同士が争わず協力し合うことが必要であるとの理念の下に、親子交流支援を行います。

りむすびの理念に賛同・共鳴できない方や、真に支援を希望されない方に対する支援は行っておりません。

2 りむすびが行う連絡仲介支援は、親子交流（共同養育）が実現したり、あるいは、父親又は母親が満足する結果となることを保証するものではありません。親子交流は父母の責任において行う事を確認します。

3 りむすびは、父親又は母親のいずれにも与するものではない中立的な立場に立って連絡仲介支援を行います。したがって、一方親のご意向に拘束されるものではありません。また、そのご意向に従って行動すべき義務を負うものはありません。

加えて、弁護士法72条（非弁行為の禁止）に違反する疑いがあると判断される行為（一方親の代理人として他方親に説得や交渉を行う等）は一切行うことができません。

以上の事を十分にご理解頂けた場合に限り、以下の約定に従い、連絡仲介支援の手続を行います。

### 第2 りむすび連絡仲介支援の契約内容

1 父親及び母親は、りむすびに対し、連絡仲介支援に関するサービスを依頼し、りむすびはこれを受任します。

2 本サービスの内容としては、主として、①事前面談、②日程・場所等の調整等の連絡仲介、③経過面談、④随時面談を提供致します。

3 父親及び母親は、りむすびに対し、面談料、連絡仲介支援費用を支払います。

金額は、りむすびホームページ記載のとおりです(<https://www.rimusubi.com/menkai>)

### 第3 りむすび親子交流連絡仲介支援ご利用にあたっての注意点

1 りむすびは、父親及び母親の双方からの依頼があった場合に、離れて暮らす親と子の親子交流における連絡仲介支援を行います。

2 りむすびが連絡仲介支援を行うか否かは、りむすびが独自に判断致します。従いまして、たとえ公正証書・調停調書・審判書等において、りむすびの利用が記載されている場合であっても、連絡仲介支援をお断りする場合もあります。

3 連絡仲介支援は、協議書・公正証書・調停調書等において、親子交流に関する条件が定まっている場合にのみ行います。少なくとも以下についての合意のない場合は、支援を行うことはできません。

#### 記

1 りむすびの親子交流連絡仲介支援を利用すること

2 親子交流の頻度（例：月〇回等）

3 親子交流の実施時間（例：1回〇時間、あるいは〇時～〇時まで等）

4 親子交流の方法（対面、オンライン等）

5 費用負担（例：折半、父親〇割、母親〇割負担等）

4 親子交流の条件（頻度、実施時間、交流方法等）の変更等にかかる双方の交渉事に、りむすびは一切関与致しません。

### 第4 りむすび親子交流連絡仲介支援の内容

1 親子交流の日時・場所の連絡仲介を行います。

2 親子交流の日時・場所の調整以外の連絡仲介（伝達・転送等）については別途、連絡仲介費用が発生致します。当該費用の負担割合等は、別段の合意のない限り、親子交流支援費用の負担割合に準ずるものとします。

3 2の連絡仲介でも、弁護士法72条（非弁行為の禁止）に違反する疑いがあると判断される行為（一方親の代理人として他方親に説得や交渉を行う等）は一切行うことができません。そのため、りむすびが交渉事に発展する可能性がある連絡事項と判断した場合には、連絡仲介をお断り致します。

## 第5 りむすび親子交流連絡仲介支援の流れ

### 1 面談の実施

連絡仲介支援を開始する前に、まず、りむすびの担当者が、父親、母親それぞれと適宜の方法により面談を行います。

面談それ自体につき、連絡仲介支援料とは別途、面談料が発生致します。この面談の結果、依頼者の意思如何に関わらず、りむすびの判断により、連絡仲介支援をお断りすることがあります。その場合も、実施済の面談に関する面談料は返還されません。

### 2 合意書への署名

依頼者には本合意書の内容を十分ご理解頂き、ご納得した上で、遵守することができるという場合にご署名いただきます。父親、母親の双方の各合意書へのご署名をもって、連絡仲介支援の開始が可能となります。

### 3 親子交流の日程・場所の調整等

- (1) りむすびとの連絡は、原則メールで行うこととします。
- (2) 連絡仲介支援料は、調整を開始した時点で発生します。日時・場所・交流方法等の調整後、同日の親子交流がキャンセルになった場合も、連絡仲介費用は返還されません。
- (3) 原則として、子どもと同居の親より候補日時・場所をご提案いただき、離れて暮らす親に連絡仲介をし、調整して決定いたします。
- (4) 日時・場所・交流方法については、遅くとも、親子交流予定日の一週間前までを確定の期限とします。
- (5) 連絡仲介におけるメールのやり取りは、1件につき3往復程度を限度とし、その範囲で確定できるよう父母双方が努めるものとします。同4往復目からは、追加して連絡仲介費用が発生し、連絡仲介支援料の負担割合に準じてお支払い頂きます。また、親子交流に関する内容以外の連絡仲介は、追加して連絡仲介費用が発生し、1ヶ月につき4往復を限度とします。
- (6) 日時・場所・交流方法等の調整後、同日の親子交流がキャンセルになった場合は、キャンセルした親は、3日以内に代替日をご提示ください。
- (7) 下記の場合、それ以降の支援を打ち切ることがありますのでご注意ください。

#### 記

1 親子交流予定日の一週間前までに日程・場所・交流方法等を確定できない場合

2 4往復目以降追加となった連絡仲介費用をお支払いいただけない場合

3 キャンセルした親より3日以内に代替日をご提示いただけない場合

(8) りむすびにてメールを受信後、返信までに中1日を要することがあります。親子交流当日や至急の連絡仲介は致しかねます。

### 4 経過面談・随時面談について

- (1) 連絡仲介支援の継続等について、原則として、5回の親子交流連絡仲介支援を実施した頃を目途に面談を実施いたします(別途要面談料)。
- (2) 父親及び母親の面談料のご負担割合は、別段の合意のない限り、連絡仲介支援料の負担割合に準じるものとします。
- (3) 面談は、連絡仲介支援を継続する上で必須の手続きとなります。面談に応じていただけない場合、又は面談の結果、以後の親子交流支援を打ち切ることがあります。その場合も、実施済の面談に関する面談料は返還されません。
- (4) なお、父親及び母親自らの求めにより面談を希望する場合は随時受け付けます。その際の面談料は別段の合意のない限り、面談を申し込む親が負担するものとします。

## 第6 お支払いについて

1 面談料・連絡仲介支援料はりむすびホームページに記載のとおりです。

(<https://www.rimusubi.com/menkai>)

2 費用負担 (例: 折半、父親○割、母親○割負担等) を予めお知らせください。

3 お支払いは連絡仲介支援開始の3日前迄に、下記口座にお振込にてお願ひいたします（振込手数料はご負担ください。）。

記

銀行名 ゆうちょ銀行／記号 10160／番号 74274561／名義 シヤ)リムスピ

4 理由の如何を問わず、面談料、連絡仲介支援料の免除や減額のご希望には一切応じることはできません。

5 親子交流（共同養育）が実現できない場合であったとしても、実施済の面談料・連絡仲介支援料は理由の如何を問わず返還することはできません。

6 親子交流のキャンセルについて

(1) 子どもの体調などやむを得ない事情を除き、原則として、キャンセルは不可です。第5の3の(6)に則って代替日を設定することを前提とします。

(2) 代替日の調整まで2往復を限度として当初予定していた親子交流の連絡仲介の範囲で対応します。代替日調整に関して3往復目からは、追加して連絡仲介費用が発生し、連絡仲介支援料の負担割合に準じてお支払い頂きます。追加となった連絡仲介費用をお支払いいただけない場合はそれ以降の支援を打ち切ることがありますのでご注意ください。

**第7 禁止事項**

1 以下の行為を禁止致します。

(1) りむすび（担当者も含めて）に対する誹謗中傷等を行うことは、自ら又は第三者を利用するか否かを問わず、また、その方法の如何を問わず、一切禁止します。事案によっては、法的措置を執ることもあり得ます。

(2) りむすび（担当者も含めて）とのやり取り一切（口頭・書面・メール等）につき、第三者に口外したり、SNSへ投稿したり、インターネット上に掲示する等により外部へ開示することは理由の如何を問わず一切禁止します。法的手続きを含めた係争において利用することも一切禁止します。

(3) 本サービスの利用または提供の妨げになると、りむすびが判断する行為を禁止します。

(4) その他、りむすびが不適当と判断した行為を禁止します。

2 上記1の禁止事項のいずれかに違反した場合は、以後の連絡仲介支援を打ち切ることがあります。

**第8 利用の終了**

りむすびは、下記の場合に、依頼者に特に催告することなく、一方的に連絡仲介支援を打ち切ることができるものとします。

その場合は、依頼者にその旨を通知します。当該通知は、依頼者が届け出たメールアドレスにメールを送信すれば足りるとします。連絡仲介支援を打ち切った場合でも、既に提供済みのサービスに対する利用料金を免除・減額・返金等致しません。上記打ち切りの通知後のお問い合わせは一切お控え下さい。たとえお問い合わせ頂いたとしても回答致しません。

記

① 父親又は母親が、りむすびの理念を理解せず、りむすびの職務上の自由と独立を侵害するような行為をなした場合

② 父親又は母親が、支払い義務のある親子交流支援料・連絡仲介料・キャンセル料を期限までに支払わない場合

③ りむすびと一方親との間の支援が終了した場合（他方親との間の支援も終了となります。）

④ りむすび（担当者も含めて）に対する誹謗中傷であると、りむすびが判断する行為を行った場合

⑤ りむすび（担当者も含めて）とのやり取りを第三者に口外したり、SNSへ投稿したり、インターネット上に掲示する等、外部に開示した場合

⑥ りむすび（担当者も含めて）に対して、不穏当、又は、不安を与える言動に及んだと、りむすびが判断した場合

⑦ りむすび（担当者も含めて）、

一方親、又は、子どもの各利益や各権利を侵害するおそれのある言動に及んだと、りむすびが判断した場合

⑧ りむすび（担当者も含めて）に対し、弁護士法72条（非弁行為の禁止）に違反する疑いがあると判断される行為（一方親の代理人として他方親に説得や交渉を行う等）を求める場合

⑨ 社会通念上、依頼者が許容される範囲を逸脱した言動に及んだと、りむすびが判断した場合

⑩ 依頼の目的や経緯または手段・方法において、りむすびとの信頼関係に影響を及ぼすような事情があることが判明した場合

⑪ 依頼者が虚偽の事実を述べ、又は、虚偽の書面や資料を提出・提示したと、りむすびが判断したとき

- ⑫ 求められた事項について依頼者が合理的理由なく説明せず、資料等を提出しないとき⑬ 合理的 lý doなく依頼者と連絡が取れなくなったとき
- ⑭ 依頼者が反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人、または、これに準ずる者）、ないしは、これらの者と不適切な関係にある者であることが判明した場合
- ⑮ 依頼者が、自ら、又は、第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任の範疇を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力に及んだり、風説の流布・偽計・威力を用いた名誉毀損、信用毀損、業務妨害に及んだり、その他これらに準ずる行為に及んだ場合
- ⑯ そのほか、りむすび（担当者も含めて）との信頼関係を悪化させるような事態が発生したと、りむすびが判断した場合
- ⑰ 人や物に対する威嚇、暴力、暴言があった場合
- ⑱ りむすびの助言を無視したり、反論等した場合
- ⑲ 円滑な親子交流を妨げる状況を作出したり、それを促進したりする行為
- ⑳ 不可抗力により支援の継続が困難となった場合
- ㉑ 運用上または技術上の理由によりやも得ない場合
- ㉒ 本書の各条項において以後の連絡仲介支援を打ち切ることがあると規定されている場合

## 第9 免責事項

- 1 りむすびは、親子交流を実現させる義務を負いません。親子交流が実現できなかった場合にも、りむすびは責任を負いません。また、親子交流が中断・中止された場合もりむすびは責任を負いません。
- 2 りむすびは、父親及び母親に対して、親子交流の条件を遵守させる義務は負いません。親子交流が、その条件どおりに実施されなかった場合も、りむすびは責任を負いません。
- 3 連絡仲介支援に関するアプリ等のサービスを利用することにより損害が発生した場合、りむすびは、故意又は重過失のない限り責任を負いません。
- 4 連絡仲介支援の打ち切りにつき、父親及び母親は、りむすび（担当者も含めて）に対して損害賠償請求できないものとします。また、何らの異議やクレームを述べることもできないものとします。

## 第10 制限事項

- 1 りむすび（担当者も含めて）は、家庭裁判所によるいかなる調査や手続き（調停・審判・訴訟）にも、一切、協力できません。資料を提出することもできません。
- また、依頼者やその代理人（弁護士も含めて）に対しても、何らの協力（資料・情報等の提供も含めて）もできません。
- 2 りむすびが弁護士法72条に違反する疑いがあると判断した事項は、一切、対応することはできません。

## 第11 利用規約,個人情報保護方針

- ・以下をご確認いただき同意する場合はチェックしてください。<http://www.rimusubi.com/kiyaku>
- 利用規約
- 個人情報保護方針
- カスタマーハラスメントに対応する基本方針

## 第12 諸規定の変更

りむすびは、利用者の了承を得ることなく、ホームページで告知あるいはりむすびが適当と判断する方法で利用者に通知することにより、当合意書、利用規約、個人情報保護方針、料金表を隨時変更できるものとします。この場合、利用条件は変更後の内容となります。

## 第13 専属的裁判管轄

本契約に関する一切の紛争（裁判所の調停手続きも含む）は、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。上記の内容を十分に理解し、納得した上で合意しました。

年      月      日

住所:

氏名:

一般社団法人りむすび  
東京都渋谷区神宮前6-23-4 桑野ビル2階  
制定日 2017年10月17日  
最終改定日2025年10月6日